

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年6月24日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書館の支出命令書、支出負担行為決議書及び各附属書類（但し、平成28年度 決議番号00859、0085901、0089901、0094601及び平成27年度 決議番号0088001に係るもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ・「経営者トーク「地域が元気になるって何だろう」〇〇〇〇×〇〇〇〇 開催について」に係る平成29年1月15日付け起案事業執行伺（甲）及び添付書類
- ・平成29年2月7日付け支出負担行為決議書及び添付書類（決議番号00859）
- ・平成29年2月21日付け支出命令書及び添付書類（決議番号0085901）
- ・平成29年2月21日付け支出負担行為決議兼支出命令書及び添付書類（決議番号0089901）
- ・平成29年3月2日付け支出負担行為決議兼支出命令書及び添付書類（決議番号0094601）
- ・「「SMART! 気鋭の女性経営者が語る」トークイベント開催について」に係る平成28年3月9日付け事業執行伺（甲）及び添付書類
- ・平成28年3月18日付け起案支出負担行為決議書及び添付書類（決議番号00880）
- ・平成28年3月23日付け支出命令書及び添付書類（決議番号0088001）

（2）開示しない部分

ア 個人の郵便番号、住所及び口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コー

- ド、店舗名、口座種別及び口座番号)
- イ 法人の従業員の姓
- ウ 個人（奈良県職員を除く。）の印影
- エ 法人の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、口座種別及び口座番号）

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア、イ及びウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ (2) のエ
条例第7条第3号に該当
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年9月2日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の個人の住所のうち、代表取締役である者についての不開示の決定を取り消すとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象となっていない。

4 諮問

平成30年11月20日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の個人の住所のうち、代表取締役である者についての不開示の決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

審査請求人が平成29年8月27日付けで提起した、原処分平成29年5月25日付け函情第53号「図書情報館開館10周年記念事業に係る支出関係書類」の一部開示決定に対する審査請求について、実施機関は情報公開審査会へ諮問すること

なく、平成28年3月23日付け支出命令書及び添附書類（決議番号0088001）」、「平成28年3月18日付け起案支出負担行為決議書（決議番号00880）」及び「「SMART!気鋭の女性経営者が語る」トークイベント開催について」に係る平成28年3月9日付け事業執行伺（甲）及び添附書類」において不開示とされている法人の代表者の姓についての不開示決定を取り消す裁決をした（平成29年11月10日文資第241号裁決書）。

その理由として当該裁決書において、対象文書は「SMART!気鋭の女性経営者が語る」トークイベントの「登壇者に対する支払いに係るものであり、不開示の登壇者の姓は、登壇者が報酬の支払い先の口座を実施機関に対し登録する際に記載されたものである。…（中略）…株式会社の取締役の氏名は、会社法第911条第3項において、株式会社の設立の登記において登記において登記すべき事項とされている。そして、設立登記に登記された事項は、商業登記法第6条に基づき登記所に備えられている商業登記簿に記録されており、商業登記簿に記録された事項を証明する登記事項証明書は同法第10条に基づき、何人も請求することができるものである。そこで、本件不開示情報に係る株式会社の登記事項証明書を確認したところ、当該証明書に代表取締役の氏名として、本件不開示情報と同じ姓が記載されていた。これらのことから、本件不開示情報は、法令等の規定により公にされている情報であると認められる。以上のことから、法人の代表者の姓は、同号ただし書アに該当し、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。」と述べている。

代表取締役の住所は氏名と同様、会社法第911条第3項において、法人の設立の登記において登記すべきとされており、登記事項証明書は何人も請求することができるものである。そして、代表取締役の住所を登記する際には、住民票等の本人確認書類の提出を求められるから、代表取締役の住所は必ず住民票に記載のある住所と一致する。

銀行等で口座を開設する場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により、取引時確認として、運転免許証などの公的な本人確認書類で住所・氏名等を確認するから、通常氏名は戸籍名、住所は住民票記載の住所と一致する。

本件対象文書は、事業執行伺、支出負担行為決議書、支出命令書など県の支出行為に係る文書であり、地方自治法第232条の5第1項に、「普通公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない」と厳格さが求められ、旧姓使用の出納員も戸籍名の記名・押印となる（奈良県職員旧姓使用取扱要綱第7条参照）。

そして、本件対象文書の不開示情報は、報酬で旅費を債権者に支払うための口座を実施機関に対し登録する際に記載されるもので、氏名が旧姓でなく戸籍名が記載されていることから、住所も住民票記載の住所と一致すると考えられ、通常は登記された代表取締役の住所と一致するはずである。

そうであれば、その登記簿と一致する代表取締役の住所は、法令等の規定により公にされている情報として、奈良県情報公開条例第7条ただし書アに該当し、開示されるべきである。審査請求人は、公にされている代表取締役の住所の開示を求め、居所の開示は求めているところ、仮に居所を口座振替申出書で登録した者がいるとして、居所は民法第23条第1項で、「住所が知れない場合には、居所を住所とみなす」とされており、会計局でも口座振替申出書の住所と照合し、正当な債権者であるかを確認する取扱いであるから（会計局平成30年11月30日回答）、厳格さを求められる。債権者である代表取締役の口座を登録する際の住所として、居

所が適切かは、別の意味で問われるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、平成29年2月18日（土）に経営者トーク「地域が元気になるって何だろう」を開催し、平成28年3月19日（土）に「SMART! 気鋭の女性経営者が語る」トークイベント（以下「本件トークイベント等」という。）を開催している。本件開示請求では、審査請求人は、決議番号を特定して本件トークイベント等に係る支出命令書、支出負担行為決議書及び各付属書類の開示を求めていることから、実施機関が保有する本件トークイベント等に係る事業執行伺、支出負担行為決議書、支出命令書、支出負担行為決議兼支出命令書及びこれらの添付書類を開示請求の対象文書として特定した。

2 本件審査請求の趣旨について

実施機関は本件決定において「個人の住所」として、支出命令書の添付書類、支出負担行為決議書の添付書類及び支出負担行為決議兼支出命令書に記載された法人の代表取締役、代表取締役社長及び代表の住所又は居所を不開示としているが、審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に、「不開示の個人の住所のうち、代表取締役である者についての不開示の決定を取り消すとの裁決を求める」と記載していることから、審査請求人が本件審査請求で開示を求めているのは、法人の代表取締役及び代表取締役社長の住所及び居所（以下「住所等」という。）であると解した。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

法人の代表取締役及び代表取締役社長の住所等（以下「本件不開示情報」という。）は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

代表取締役の住所は、会社法（平成17年法律第86号）第911号第3項において、法人の設立の登記（以下「設立登記」という。）において登記すべき事項とされ

ており、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第5項において、代表取締役は設立の登記の際には、住民票等の本人確認証明書を提出しなければならない旨規定されている。また、法務局の株式会社変更登記申請書記載例には、代表取締役の住所は住民票記載の住所を記入するように記載されていることから、設立登記に登記されている代表取締役の住所は必ず住民票に記載のある住所と一致する。

そして、設立登記に登記された事項は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条に基づき登記所に備えられている商業登記簿に記録されており、商業登記簿に記録された事項を証明する登記事項証明書は同法第10条に基づき、何人も請求することができるものである。

一方、本件不開示情報は、実施機関が報酬や旅費を口座振替の方法により支払うために登録された住所等であり、住民票に登録された「住所」に限らず、その他の生活地や事業拠点等を「居所」として登録することがあることから、本件不開示情報は、商業登記簿に記載された住所と一致するとは限らない、公にする法令等の規定及び慣行がない情報である。そして、当該居所が事業者の事業拠点や法人の代表取締役が勤務する当該法人の事業拠点である場合には、条例第7条第2号に該当しないため開示することとなるが、本件不開示情報はそのいずれにも該当しない。

これらのことから、本件不開示情報は条例第7条第2号本文に該当し、また、ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、本件トークイベント等の開催に当たって、当該イベント等への出演者（以下、単に「出演者」という。）に対して旅費、講師謝金及び当日の昼食代を支出している。

本件行政文書は、それらの支出に係る事業執行伺（項）、支出負担行為決議書、支出命令書及び支出負担行為決議兼支出命令書並びにそれらに添付された書類である。本件行政文書には、本件トークイベント等の趣旨、内容、開催日時、会場、事業経費及びその金額の根拠、債権者情報、支払口座等が記載されており、必要に応じて業務上参考となる資料が添付されている。

3 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、出演者の旅費及び講師謝金に係る支出負担行為決議書、支出命令書及び支出負担行為決議兼支出命令書（以下「支出負担行為決議書等」という。）には、出演者の氏名、住所、旅費及び講師謝金の金額、支出先の口座情報が記載されているが、審査請求人は、これらのうち、実施機関が条例第7条第2号に該当するものとして不開示とした、出演者である法人の代表取締役又は代表取締役社長の住所の開示を求めている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、支出負担行為決議書等に記載された本件トークイベント等の出演者である法人の代表取締役又は代表取締役社長の住所等であることから、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、法人の代表者の住所については商業登記簿で既に公にされていることから、本件不開示情報について開示すべきである旨主張している。

この点について、実施機関は、本件不開示情報は、報酬や旅費を口座振替の方法により支払うために登録した住所等であり、登録する住所等は必ずしも住民票に登録された住所と一致する必要はなく、その他の生活地や事業拠点等を居所として登録することも認められていると説明している。そして、実施機関は、本件不開示情報は、商業登記簿に記載された住所と一致するとは限らない、公にする法令等の規定及び慣行がない情報であるから、本件不開示情報は、同号ただし書アに該当しないと主張している。

そうすると、実施機関は支払いの相手方が債務者であることをどのように確認しているかが問題となる。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、例えば、旅費の支払については、「旅費質疑応答【制度編】平成24年4月 人事課・総務厚生センター」X 28「委員・外部講師への旅費の支払について」〈問3〉において、「附属機関の委員や外部講師等に旅行を依頼する場合の出発地は住所地とするのか、又は勤務地等とするのか」については「それぞれの実態に合わせ、各所属で決定すること」とされているとのことであった。

また、実施機関が支出を行うに当たっては、当該支出に係る債権者であることを確認するため、支出負担行為決議書等に表示される口座振替申出書に基づき登録された住所等について、契約書等の支払の根拠となる文書に記載された住所等と一致しているか否かの確認を行う必要があるが、審査請求人が主張するような、金融機関に登録した住所と照合することまで求められているものではないとのことであった。

そして、適切な旅費算定の必要性を考慮すると、県費の支出における債権者の住所等と商業登記簿の住所とは必ずしも一致するとは限らないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件不開示情報は、商業登記簿に記載され公にされている住所とは異なる性質の情報であると解するのが相当であり、法令等の規定により又は慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

これらのことから、本件不開示情報は条例第7条第2号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年11月20日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年12月21日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 元年 9月27日 (第234回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年10月25日 (第235回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年11月29日 (第236回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 元年12月16日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	